

## 平成26年度第2回印西市通学区域審議会 会議録

- 1 開催日時 平成26年12月26日(金)午後1時30分から
- 2 開催場所 現地視察・印西市立原小学校校長室
- 3 出席者 吉田清委員, 小島洋子委員, 齊藤秀樹委員, 加藤多恵委員, 堤直美委員, 菅賀美代子委員, 川嶋知道委員, 穴澤義典委員, 秦友樹委員
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 井上学務課長, 池亀主幹, 寺島指導主事, 加藤指導主事, 海老原主査
- 6 傍聴者 なし
- 7 議事録 (要点筆記)

(草深 石動台地区, 二本松及び三夜後地区, 千葉NT南環状線南側地区の現地視察を実施)

議長 事務局から, 本日現地視察した地区について説明をお願いしたい。

事務局 石動台地区は, 現通学区域である原小まで1.4km, 滝野小まで500m, 牧の原小まで1.2kmという状況である。印旛明誠高校傍の二本松・三夜後・十町歩地区は, 現通学区域である西の原小まで1.5km, 牧の原小まで1.9kmであるが, 西の原小へは国道464号線を横断しなければならず, 通学路の安全性という点で課題がある。県道千葉NT南環状線以南の草深地区は, 現在原小の学区であるが, 西の原小の前も原小の学区であり, 学区として不合理さがある。この地区を市道00-026号線で左右に分ると, 西の原小に近い地区も原小の学区となり, 問題がある。したがって, 市道の途中から, 水路に沿って南下し, 墓地と教会の間をさらに田圃まで下って左右に分けると, 合理的な学区になると考える。

議長 本日は結論を出すのではなく, 現地調査した上での意見交換を考えている。石動台地区は, 通学距離や通学路の安全性という点は問題ないと思うがいかがか。特に意見がないので, 共通認識ができたということをお願いしたい。次に, 印旛明誠高校傍の十町歩・三夜後地区は, 牧の原小へは若干距離があること, 西の原小へは国道464号を渡るという問題があるがどうか。

委員 西の原4丁目はずいぶん住宅が建設されているように思うが。

委員 西の原4丁目の先の方から沢山住宅が建ってきており, 今後も建つものと思われる。この地区から学校までは2km近くある。この点を考えると, 印旛明誠

高校傍の地区は、国道 464 号を渡らず、牧の原小に行った方が安全だと思う。

委員 西の原小は今後児童数の増加が予想されるので、印旛明誠高校傍の地区は牧の原小の学区とする方がよい。

議長 国道 464 を渡ることがネックになっている。歩道橋はなく、交通量の多い道路を横断するという点について考慮する必要がある。

委員 西の原小の学区となると、子どもの生活圏が西の原小の学区となる。土曜・日曜・祝日・長期休業日も、子ども達だけで国道 464 を渡らなければならない。

委員 鉄道や交通量の多い道路で学区を分けるのが一般的である。また、今後の開発を考慮して、学区として分けておいた方がよい。

議長 懸念されることは、昔からの在住者がいるという地域性であるが、通学路の安全性を考慮すると、牧の原小という線が出てくる。地域性については、次回決定する際に考慮したい。

次に、県道千葉NT南環状線以南の草深地区について意見をお願いしたい。水路で分けることについては問題ないと思うが、問題は墓地の南側である。その点について意見を伺いたい。

事務局 補足説明をしたい。県道千葉NT南環状線以南の草深地区には、自治会が 7 つある。通学路の安全性は変わらないので、通学距離を考慮し、柏木台・寺台・草深三春は原小、草深西の原・草深ふれあい・仲の側は西の原小の学区とするのが良いと考える。原①の自治会を中心に話を進めてもらいたい。

議長 原①は一つの大きな自治会なのか。

事務局 原①は一つの自治会である。この地区に新しい住宅が建設され、地区毎に新しい自治会が作られた。それが、草深三春、草深西の原、草深ふれあいである。

委員 現在、草深地区全体では 124 名が原小に通学している。原①地区を市道 00-026 号で分けると、19 名が西の原小となるが、現地視察で見た水路で分けると 42 名が西の原小となる。

事務局 水路で分けると、人数的に右と左で差がないという状況である。

議 長 原①の自治会は、以前から住んでいる方は自治会意識が強いが、新住民はそれほど強くないと思うがどうか。

事務局 新しく住み始めた方は、原①自治会への意識はそれほど強くはないものと思われる。

議 長 この地区の子ども達の多くが原小に通うようになった経緯を説明する。当初は原小と西の原小の選択学区であったが、最初に入った子ども達が新設校である原小に通い、それにならって以降の子ども達も原小に通うようになった。

昔から川で学区を分けるのは一般的である。原①も水路で分けるという案はどうか。

委 員 水路から南側はどうするのか。

議 長 まず水路の部分を議論したい。その後で水路から南側の部分を議論する。

委 員 将来水路が埋められて、何か問題が起こるということはあるか。

議 長 水路は昔から青道と言われ、国の財産で、勝手に埋めることはできない。上に蓋をして下に水路を残すということはあるが、地図上には青道として記載することが法律上決まっている。

委 員 道路と同じように、分かりやすい線引きと考えていいか。

議 長 そう考える。道路は赤道、水路は青道と言い、勝手に変更はできない。水路で分けることを共通理解としたい。

次に、水路の南側について議論したい。墓地付近から南側には民家はない。現地視察した道路は、両側に民家があり、学区が分かれてしまう問題がある。

委 員 現地視察した道路近辺の自治会はどうなっているか。

事務局 原①の自治会であり、一つの自治会である。

委 員 仲の側地区は二つに分けることはできるか。

事務局 可能な限り自治会は分けない方向で考えたい。

- 議 長 仲の側地区は、事務局の案ではどちらに入っているのか。
- 事 務 局 通学距離の短い西の原小の学区を考えている。
- 議 長 原①は、交通安全面よりも、隣近所の間係を考慮する必要があると思われるがどうか。
- 委 員 西の原小前の草深地区を西の原小の学区とすることに異論はないと思うが、水路付近の地区は、学区を西の原小としても、例えば友達関係や兄弟関係等でこれまで通り原小に通うのではないか。
- 事 務 局 既に原小に通学している子どもについては、弾力的に対応する必要があると考える。ただし、原小に受け入れるだけのキャパがあるという前提条件で学区外就学を認めることになる。
- 議 長 原①はランダムに開発が行われているが、今後も引き続き住宅建設は進むのか。
- 事 務 局 原①地区は市街化調整区域となっているが、都市計画法の「40戸連たん制度」により、一定の条件を満たせば住宅は建設できる。「市街化区域から1.1km以内で、半径150m以内に40戸以上又は敷地間距離55m以内で40戸以上」のミニ開発は認められている状況である。この地区は、上下水道の整備は必要であるが、土地がフラットであり、NT地区と変わらない利便性があるため、ミニ開発が進む状況となっている。ただし、平成27年4月より開発行為の条件が厳しくなると関係課から聞いている。
- 委 員 今後も開発が進むことを考えると、現時点でしっかりと学区を決めておく必要がある。
- 事 務 局 原①には、既存の自治会に入らないで、新しく自治会を作ったところが3つある。
- 委 員 新しくできた自治会で2つに分かれるところはあるか。
- 事 務 局 新しくできた自治会で分かれるところはない。既存の原①だけである。
- 議 長 原①に子供会はあるのか。

委員 昔はあったかもしれないが、今はない。

議長 子供会がなければ、仮に自治会を2つに分けても大きな問題はないと考える。  
では、共通理解が概ね図られたので、今日はここで終了したい。

事務局 次回は1月21日（水）市役所4Fで会議を行う。委員報酬については、口座  
へ振り込む。

平成26年度第2回印西市通学区域審議会会議録は、事実と相違ないことを承認する。

平成27年1月21日

通学区域審議会委員

通学区域審議会委員